

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 県内の中小事業者等における地球温暖化対策の推進を図るため、地域のモデル企業として省エネルギー対策に係る取組効果を情報発信する事業者が省エネルギー効果の高い設備を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小事業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者であって、岩手県内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者
- イ 岩手県内における年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業所等を所有し、事業活動を行っている者

(2) 県内事業者

岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行っている者をいう。

(3) 事業所等

次のいずれかに該当する施設をいう。ただし、国及び地方公共団体が所有する施設を除く。

- ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物
- イ アに付随する倉庫、駐車場等
- ウ 住宅と一体の店舗にあっては、その店舗部分
- エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあっては、その共用部分
- オ その他アからエまでに類する施設と認められるもの

(4) 省エネルギー診断

エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査及び分析に基づき、専門機関により事業所等におけるエネルギー使用の合理化に資する措置を明らかにすること

(5) 二酸化炭素排出量の算定

補助事業者自ら又は外部に委託して、事業所等における二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量の算定を行うこと

(6) 対象設備

次に掲げる設備をいう。

- ア 高効率空調機器（対象事業所等内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの。）
- イ 高機能換気設備（対象事業所等内に設置し、平時に活用するものであり、次の（ア）～（ウ）の要件を全て満たすもの。）
 - （ア）全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること
 - （イ）必要換気量（1人当たり毎時30m³以上[※]）を確保すること
 - （ウ）熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること

※ 建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日厚生労働省）を確認すること。

ウ 高効率照明機器（調光制御機能を有する LED に限る。ただし、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。）

エ 高効率給湯機器（従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られるもの。）

(7) いわて地球環境にやさしい事業所

「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業実施要領に基づく認定を受けた事業所をいう。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第3 第1に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費（消費税及び地方消費税額を除く。）とし、これに対する補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、その上限は500千円とする。ただし、対象設備を導入する事業所等が次に掲げる要件のすべてに該当する場合の補助額は、その上限を800千円とする。

(1) 申請時において、いわて地球環境にやさしい事業所の認定を受けていること又はいわて地球環境にやさしい事業所の認定に向けた手続を進めていること。

(2) 補助金交付（完了報告）請求時において、いわて地球環境にやさしい事業所の認定を受けていること。

2 前項で算出された補助額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（対象設備の導入）

第4 対象設備の導入に当たっては、次に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

(1) 既存設備に替えて導入すること。

(2) 導入にあたって設置工事を伴うこと。

(3) 購入する対象設備が中古品でないこと。

(4) リース契約による導入でないこと。

(5) 県内事業者から購入して自ら設置工事を行う、又は県内事業者へ設置工事を発注すること。

（補助事業者の要件）

第5 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 中小事業者等であること。

(2) 補助金交付申請日の3年前の日から補助金交付（完了報告）請求日までの間に、対象設備を導入する事業所等において省エネルギー診断を受診していること。又は、補助金交付申請日の1年前の日から補助金交付申請日までの間に、対象設備を導入する事業所等におけるCO₂排出量の算定を行っていること。

(3) 対象設備を導入する事業所等において継続的な事業活動を行うものであること。

と。

- (4) 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていないこと。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(補助回数の制限)

第6 同一の補助事業者が補助金の交付を受けることができる回数は、同一の県の会計年度内において4回までとする。ただし、同一の事業所等への補助金の交付は、同一の県の会計年度内において1回までとする。

(事業実施期間)

第7 事業実施期間は、交付決定日から交付決定日が属する県の会計年度の2月末日までの期間であって、次に掲げる事業着手日から事業完了日までの期間とする。

(1) 事業着手日

対象設備の導入に必要な機器の購入及び設置工事に係る契約書等の発行日をいう。ただし、契約先が複数である場合は、全ての契約書等の発行日の最も早い日をいう。

(2) 事業完了日

工事完了日又は支払い義務額を支払った日のいずれか遅い日をいう。ただし、工事完了日及び支払い義務額を支払った日より後に次のいずれかの日がある場合は、その最も遅い日をいう。

ア 補助事業者が省エネルギー診断報告書を受領した日

イ 「いわて地球環境にやさしい事業所」認定書が交付された日

(提出書類及び提出期日)

第8 規則及びこの要綱により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第9 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (4) 補助金額の増減を伴う変更
- (5) 省CO₂効果が低い機種への変更

(設備導入効果の情報発信及び県事業への協力等)

第10 補助事業者は、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間、省エネルギー効果等に関する情報発信、従業員への意識啓発及び県へのデータ提供を行うものとし、前年度及び前々年度の状況について、毎年6月末日までに県に報告するものとする。

- 2 補助事業者は、提供したデータの公表及び県が実施する成果報告会への参加等、県の省エネ関連事業へ積極的に協力するものとする。
- 3 別表2のいわて地球環境にやさしい事業所認定の区分により補助金の交付を受けた補助事業者は、いわて地球環境にやさしい事業所認定の継続的な更新に努めるものとする。
- 4 補助事業者は、事業所等におけるCO₂排出量の継続的な把握に努めるものとする。

(立入検査等)

第11 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事業所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(申請の取下期日)

第12 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第13 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)のとおりとする。

(書類の整備等)

第14 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法

			定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表2（第8関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付申請書（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要（会社案内のパンフレット等） ・設備の購入及び設置工事に係る県内事業者2者以上の見積書の写し ・設備の購入及び設置工事に要する経費内訳が確認できる資料（明細書等） ・設備の新旧対照表 ・設置設備の内容が確認できる書類（カタログ等） ・施設の平面図に設備の設置箇所を示した図面 ・設備設置前の状況が確認できる写真 ・県税納税証明書（県税について未納の額が無いことの証明書）の写し ・省エネルギー診断の結果の写し（交付申請日までの3年間に実施したもの）、省エネルギー診断の申込状況が確認できる書類又はCO₂排出量算定結果が確認できる書類（交付申請日までの1年間に算定したもの） ・いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し等（「いわて地球環境にやさしい事業所の認定あり」の区分で交付申請する場合） ・中小企業者以外にあっては年間のエネルギー使用量（原油換算値）が確認できる書類 ・補助金振込口座の通帳の写し ・その他必要な書類 	第1号	1部	事業着手予定日の20日以前又は補助金の交付を受けようとする県の会計年度の1月末日のいずれか早い日まで。 ただし、その日が休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下において同じ。）に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日とする。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・変更の内容が確認できる書類 	第2号	1部	変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで。 ただし、補助事業者の事情によらない補助対象経費及び補助金額の減額にあっては、減額が生じたことを知った日から14日以内。
規則第8条第1項の規定による書類	事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付申請取下書	第3号	1部	補助金の交付決定通知を受領した日から起算して14日以内。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第 13 条 第 1 項の規定による書類	事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付（完了報告）請求書（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・設備の購入及び設置工事に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し ・設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し ・設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写し ・設備設置後の状況が確認できる写真 ・省エネルギー診断の結果の写し（交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合） ・いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し（「いわて地球環境にやさしい事業所認定あり」の区分で交付申請した場合） ・その他必要な書類 	第 4 号	1 部	事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施期間の属する県の会計年度の 2 月末日のいずれか早い日まで。
要綱第 10 の規定による書類	事業者向け省エネルギー対策推進事業等報告書（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・社外に向けた情報発信等の内容が分かる資料（ポスター、チラシ、訪問者向け掲示物、業界団体誌の写し等） ・社内に向けた意識啓発の内容が分かる資料（回覧・掲示物、家庭のエコチェック等） ・その他必要な書類 	第 5 号	1 部	事業実施期間の属する県の会計年度の翌年度から起算して 2 年間の各年度における 6 月末日まで。

岩手県知事 様

所在地
会社等名
代表者名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付申請書

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 交付申請概要

(1) 会社等の概要	本社所在地： 資本金額： 従業員数： 業種（事業内容）：
(2) 設置場所等	所在地： 事業所等名：
(3) 導入設備の台数	高効率空調機器 台 高機能換気設備 台 高効率照明機器 台 高効率給湯機器 台
(4) 事業実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
(5) 設置に要する経費	円（税抜）
(6) 申請の区分	いわて地球環境にやさしい事業所認定（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
(7) 申請者連絡先	担当者所属職氏名： TEL： FAX： E-mail：
(8) 補助金振込先	金融機関・支店名： 振込口座種別・番号： （フリガナ）： 口座名義人：
(9) 確認及び同意事項	<input type="checkbox"/> 導入設備は国による他の補助金を受けていません <input type="checkbox"/> 設備導入に係る情報発信等、県事業への協力に同意します <input type="checkbox"/> 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません

<p>(10) 添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会社概要（会社案内のパンフレット等） ○設備の購入及び設置工事に係る県内事業者2者以上の見積書の写し ○設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる資料（明細書等） ○設備の新旧対照表 ○設置設備の内容が確認できる書類（カタログ等） ○施設の平面図に設備の設置箇所を示した図面 ○設備設置前の状況が確認できる写真 ○県税納税証明書（県税について未納の額が無いことの証明書）の写し ○省エネルギー診断の結果の写し（交付申請日までの3年間に実施したもの）、省エネルギー診断の申込状況が確認できる書類又はCO2排出量算定結果が確認できる書類（交付申請日までの1年間に算定したもの） ○いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し（「いわて地球環境にやさしい事業所」の区分で交付申請する場合） ○中小企業者以外にあっては年間のエネルギー使用量（原油換算値）が確認できる書類 ○補助金振込口座の通帳の写し ○その他必要な書類
------------------	---

(A 4)

岩手県知事 様

所在地
会社等名
代表者名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があつた事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したので、岩手県補助金交付規則第6条第1項第1号（第6条第1項第2号・第6条第1項第3号）の規定により承認を申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）の生じた年月日	

※変更の場合、変更内容が確認できる資料を添付すること。

岩手県知事 様

所在地
会社等名
代表者名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

取下の理由	
取下の生じた年月日	

岩手県知事 様

所在地
会社等名
代表者名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付（完了報告）請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

(1)補助金交付決定額	金 円
(2)補助金交付請求額	金 円
(3)事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
(4)設置に要した経費	円（税抜）
(5)導入台数	高効率空調機器 台 高機能換気設備 台 高効率照明機器 台 高効率給湯機器 台
(6) 添付書類	○設備の購入及び設置工事に係る支払い義務額を支払ったことを示す書類（領収書等）の写し ○設備の購入及び設置工事に要する経費の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し ○設備の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写し ○設備設置後の状況が確認できる写真 ○省エネルギー診断の結果の写し（交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合） ○いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し（「いわて地球環境にやさしい事業所認定あり」の区分で交付申請した場合） ○その他必要な書類

振込先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名 義人

岩手県知事 様

所在地
会社等名
代表者名

事業者向け省エネルギー対策推進事業報告書

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱第10に基づき、報告書を提出します。

報告の対象となる年度	年度（報告の前年度）
------------	------------

取組種別	内容
社外に向けた広報・情報発信	
社内に向けた広報・意識啓発	
補助を受けた設備更新以外に実施した省エネ取組	
自由記載	

- * 欄が不足する場合は、任意様式で添付も可
- * 社外に向けた情報発信等の内容が分かる資料（ポスター、チラシ、訪問者向け掲示物、業界団体会誌の写し等）を添付。
- * 社内に向けた意識啓発の内容が分かる資料（回覧・掲示物、家庭のエコチェック等）を添付。
- * 裏面により、前年度及び前々年度のエネルギー使用量等の実績を報告すること

事業者向け省エネルギー対策推進事業報告書（裏面）

補助事業実施前後の月別エネルギー使用量報告

(1) 電力

	前々年度（年度）		前年度（年度）	
	電力使用量 (kWh)	電気料金 (円)	電力使用量 (kWh)	電気料金 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

(2) その他のエネルギー（ ）

	前々年度（年度）		前年度（年度）	
	使用量（ ）	料金 (円)	使用量（ ）	料金 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

* 既存設備又は導入設備が電力以外のエネルギーを使用している場合に記入すること。

* 必要に応じて表を追加すること。